

米子市事業継続応援特別支援金

新型コロナウイルス感染症の影響による外出の自粛やイベント類の縮小・中止で経営に影響を受けた事業者の事業継続を支援するため給付金を交付します。

交付対象者

以下の全てを満たしている方が対象です。

- 米子市内に事務所又は事業所を有する事業者である
- 令和元年7月～9月のいずれかの月の売上高と比較して、令和2年及び令和3年の同月の売上高がいずれも50%以上減少 ※令和元年7月以降事業開始の場合は別要件
- 次のア又はイのいずれかに該当する。
 - ア 小売店、理美容店、マッサージ店、飲食店、宿泊施設の営業等、不特定多数の来客があり、対面での接客を要する事業を営んでいる。
 - イ アに該当する事業者と、直接、反復し、及び継続して取引を行っている。
- 従業員を雇用している場合は、支援金の交付を受けた後、その雇用を継続する意思がある。
- 支援金の交付を受けた後、事業活動を継続する意思がある。
- 新しい生活様式のガイドラインに対応し、又は鳥取県新型コロナ安心対策認証店の認証を取得するなど、新型コロナウイルス感染症の予防及び感染の拡大の防止のための対策を徹底して実施している。

提出書類

- 申請書兼請求書
- 令和元年、令和2年及び令和3年の売上高が確認できる書類の写し
※令和元年及び令和2年の売上高確認書類は、法人又は個人事業主かによって提出書類が異なります。詳しくはお問い合わせください。
- 振込先金融機関口座の確認ができる書類の写し(通帳の表紙と見開き1ページ目等)

支援金額

1事業者につき **10万円**

申請期間

令和4年1月14日(金)まで

感染症予防のため、原則郵送にて受け付けます。

【申請書送付先・お問合せ先】

米子市経済部商工課 支援金担当

〒683-0067 米子市東町161-2 (市役所第2庁舎4階)

電話：070-3794-0951

